

限度額適用認定証のご提示について

2022年4月からの不妊治療の保険適用にあたりまして、
患者様の窓口お支払いの負担軽減のため限度額認定証のご利用を推奨しております。
※申請から発行までにお時間がかかりますので、お早目の手続きをお願いします。

○高額療養費制度(限度額適用認定証)とは

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、
あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」
があります。

あらかじめ「限度額適用認定証」を準備し、保険証と併せて医療機関の窓口(※1)に提示すると、
1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

保険外負担分は対象外となりますのでご注意ください。

○申請のお問合せ先

申請はご自身の加入している保険組合をお願いします。

- ・社会保険の方 → 加入している保険組合
- ・国民健康保険の方 → 市町村(区役所)

○自己負担限度額

世帯収入によって自己負担限度額が決められています。

詳しくは各申請先にお問い合わせ下さい。

毎月確認させていただくため、保険証と一緒にご提示ください

※月途中からの適用は致しかねますので、その際は高額医療費の還付手続きを行ってください。

尚、ご夫婦様の合算も出来ませんので、各々にご準備ください。